変 更 理 由 書

案件名 ： 令和8年度 御前崎港岸壁(-12m)(改良)既設構造物撤去工事（変更第1回）

受注者 ： 株式会社橋本組

本工事は、令和8年6月2日付で株式会社橋本組と契約し鋭意施工中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

1. 吊金具貸与の追加

（適用条文：【特記仕様書9-13】）

2. モニタリング調査の追加

（適用条文：【契約書第19条】）

3. 大型土のう設置追加

（適用条文：【契約書第18条】）

4. 浚渫範囲における石材撤去の追加

（適用条文：【契約書第18条】）

5. 端部ケーソン前面への石材投入追加

（適用条文：【契約書第18条】）

6. 基礎捨石撤去・運搬・仮置(2)施工箇所に堆積している浮泥撤去追加

（適用条文：【契約書第18条】）

7. 施工数量についての精査

（適用条文:【特記仕様書9-2】）

8. 浚渫工数量変更

（適用条文:【契約書第19条】）

9. 灯浮標撤去取りやめ

（適用条文:【契約書第19条】）

10. 台風避難について

（適用条文:【契約書第27条】）

重要な変更
土砂撤去追加に伴う海保申請等の準備期間、施工期間を考慮し、工期の延長を行う
原履行期限：令和8年10月8日
新履行期限：令和8年11月20日

国土交通省 中部地方整備局